

## 国際線貸ロッカー使用約款

貸ロッカーは、石垣空港ターミナル株式会社（以下「当社」という。）が、携帯品を一時保管するために、使用者に対してお貸しするものです。ご使用の場合はこの約款の定めによるものとします。なお、貸ロッカーの状態をご確認の上ご使用ください。

### 1. 取扱時間

貸ロッカー設置施設 営業時間内

### 2. 貸ロッカーに収容できないもの

- ① 現金及び有価証券 ② 貴重品（高価な物品、書類、資料等を含む） ③ 動物
- ④ 振発性もしくは引火性のあるもの又は、爆発物等の危険物
- ⑤ 銃砲刀剣類等犯罪に使用される恐れのあるもの又は法令等により所持・携帯が禁止されているもの
- ⑥ 盗品その他犯罪によって得られたもの
- ⑦ 死体及び遺骨・位牌
- ⑧ 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又は貸ロッカーを汚損、毀損する恐れのあるもの
- ⑨ その他保管に適さないと認められるもの

### 3. カメラによる撮影

この貸ロッカーでは防犯および使用者の確認を目的としてカメラを設置しており、収容品の預入時に使用者の顔写真を撮影します。顔写真データは取出し券紛失時に本人確認のため使用し、解錠後削除されます。

### 4. 使用料金

貸ロッカーの使用料金は、サイズに応じて1日1回につき300円、500円、800円となっています。（タッチパネルに表示された金額をご参照下さい。）但し、貸ロッカーが24時を超えて翌日以降に延長して使用された場合は、1日につき、使用されるロッカーの使用金額の割合で追加料金をお支払いください。

### 5. 決済手段

この貸ロッカーはキャッシュレス決済専用です。※現金決済不可。

### 6. 解錠用レシートの保管及び紛失

- (1) 貸ロッカーの解錠用レシート（以下「取出し券」といいます）は、施錠後、使用者が責任を持って大切に保管して下さい。※取出し券に表示された情報を携帯電話端末等で撮影・保存した画像でも解錠可能となりますので、紛失防止策として推奨します。
- (2) 取出し券が発行された後、一定時間取出し券を受け取らなかった場合、防犯上取出し券が機械内に回収されますのでご注意ください。
- (3) 万が一取出し券を紛失、機械内に回収された場合には、直ちに下記連絡先に届け出て下さい。当社による使用者への貸ロッカー使用開始日、収容品内容等の詳細の聴取、確認作業を行った上でお引き取りいただけます。

### 7. 使用期間

貸ロッカーの使用期間は、使用開始の日を含めて3日以内とします。但し、期間の計算方法は、毎日24時を以て1日とし、使用開始の日及び使用終了の日は時間の長短にかかわらず1日として計算します。

## 8. 使用期間を経過した場合の措置

使用期間経過後も貸ロッカーを継続して使用される場合には、当社に於いて貸ロッカーを開き、収容品の内容を確認の上、当社所定の場所に移し、貸ロッカーの使用開始の日を含め30日間保管します。なお、収容品が第2項の規定の収容できないものに該当する場合、又はその疑いのある場合には当社に於いてその実情に応じて、廃棄、保管、その他適宜な措置をとることがあります。この保管期間中に収容品をお引き取りになる場合には、当社の下記連絡先にお申し出ください。当社による使用者への貸ロッカー使用開始日、収容品内容等の詳細の聴取、確認作業を行った上でお引き取りいただけます。この場合、保管期間に応じて、第4項と同様に計算した保管料をお支払いください。

## 9. 収容品のお引き取りがない場合の措置

貸ロッカーの使用開始の日を含め30日経過後も、収容品のお引き取りがない場合には、使用者が収容品に対する権利を放棄したものとみなし、収容品を当社に於いて処分します。なお、その代金は保管料及びその他の費用に充当します。

## 10. 使用時の立ち会い

当社が必要と認めた場合は、収容品の出し入れに係員が立ち会うことがあります。

## 11. 当社に於いて貸ロッカーを開く場合

- (1) 収容品が第2項の収容できないものに該当する場合又は、その疑いがある場合には、貸ロッカーの使用期間中に当社に於いて当該貸ロッカーを開き、その実情に応じて収容品の開扉、廃棄、保管、その他適宜な措置をとることがあります。
- (2) 爆発物、毒物等の危険物又は、犯罪に使用される可能性があるものが収容されている疑いがある場合など当施設利用者等の身体、財産に被害がおよぶ恐れのある場合には、対象となる貸ロッカーを当方に於いて開き、前号と同様な措置を取ることがあります。

## 12. 使用者の賠償責任

貸ロッカーを破損した場合、又は他の貸ロッカー内の収容品に損害を与えた場合、使用者が当社又は第三者に与えた損害は、使用者に賠償していただきます。

## 13. 当社の賠償責任

- (1) 次の各号の場合、貸ロッカー収容品に滅失又は毀損等の損害を生じた時にも、当社はその賠償の責任を負わないものとします。
  - ① 第2項の収容できないものが収容されていた場合
  - ② 取出し券の紛失又は盗用により使用者が損害を受けた場合
  - ③ 使用者の誤施錠等、貸ロッカーの誤使用による場合
  - ④ 司法権等の発動により、関係官公署から収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
  - ⑤ 天災、事変、その他不可抗力による場合
  - ⑥ 第三者によるコインロッカーの破壊、及び、こじ開けによる収容品の盗難
  - ⑦ その他当社の責めに帰さない場合
- (2) 収容品の滅失又は毀損等の損害について当社に責任がある場合、当社がお支払いする損害賠償金は3万円を限度とします。
- (3) (1)、及び(2)の場合の規定は、第8項、第11項により保管中の収容品にも適用します。

## 14. お問い合わせ連絡先

案内カウンター 0980-87-0468